



福島医発第523号(地)

平成25年 5月15日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

中国の鳥インフルエンザA(H7N9)に関する検疫所の対応について

今般、海外で患者が発生している鳥インフルエンザA(H7N9)の検疫感染症への追加に伴い、検疫対応について、「鳥インフルエンザ(H5N1)における検疫対応について」の一部改正について」によることとし、併せて当面の検疫対応フロー及び中国からの帰国者・旅行者等に対する注意喚起カード(健康カード)が改正された旨日本医師会より通知がありました。

なお、本件については、平成25年5月6日から適用されており、平成25年4月23日付福島医発第302号(地)をもって貴会宛てにお送りしておりました「中国における鳥インフルエンザ(H7N9)に関する検疫所の対応について」は5月6日をもって廃止となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきまして、ご高配賜衛生ますようよろしくお願い致します。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ38)

平成25年5月7日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

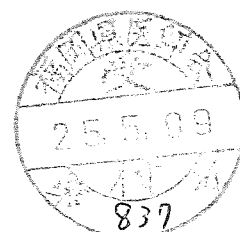
小 森 貴

中国の鳥インフルエンザA（H7N9）に関する検疫所の対応について

今般、海外で患者が発生している鳥インフルエンザA（H7N9）の検疫感染症への追加に伴い、検疫対応について、「鳥インフルエンザ（H5N1）における検疫対応について」の一部改正について」によることとし、併せて当面の検疫対応フロー及び中国からの帰国者・旅行者等に対する注意喚起カード（健康カード）が改正され、厚生労働省より各都道府県等の衛生主管部（局）に対し事務連絡が発出されました。

なお、本件については、平成25年5月6日から適用することとし、平成25年4月19日付(地Ⅲ22)をもって貴会宛お送りいたしました「中国の鳥インフルエンザA（H7N9）に関する検疫所の対応について」は5月6日をもって廃止することとしています。

つきましては、本件について貴会会員に周知いただきたくご協力のほどお願い申し上げます。



事 務 連 絡
平成 2 5 年 5 月 2 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

健康局結核感染症課

中国の鳥インフルエンザ A（H 7 N 9）に関する検疫所の対応について
（依頼）

今般、海外で患者が発生している鳥インフルエンザ A（H 7 N 9）の検疫感染症への追加に伴い、検疫対応について、別紙の「「鳥インフルエンザ（H 5 N 1）における検疫対応について」の一部改正について」（平成 2 5 年 4 月 2 6 日健感発 0 4 2 6 第 3 号）によることとし、併せて当面の検疫対応フロー（別添 1）及び中国からの帰国者・旅行者等に対する注意喚起カード（健康カード。別添 2）を改正した旨、各検疫所宛連絡したところです。

貴管下の保健所等におかれましても、検疫所における対応についてご了解いただき、検疫所の検査で患者が見つかったり、検疫所の健康監視対象者に異常が発生した場合に、検疫所からの連絡による感染症法に基づく対応について、特段のご配慮をお願いします。



事 務 連 絡
平成 2 5 年 5 月 2 日

各 検 疫 所 長 殿

健康局結核感染症課長

鳥インフルエンザ A（H 7 N 9）に関する検疫所の対応について
（対応フロー及び中国からの帰国者・旅行者等に対する注意喚起）

鳥インフルエンザ A（H 7 N 9）の検疫感染症への追加に伴い、「「鳥インフルエンザ（H 5 N 1）における検疫対応について」の一部改正について」（平成 2 5 年 4 月 2 6 日健感発 0 4 2 6 第 3 号。以下「通知」という。）により、検疫対応についてお知らせしたところです。

各検疫所においては、平成 2 5 年 5 月 6 日以降は、現在の国内外での患者の発生状況を踏まえた当面の検疫対応フロー（別添 1）に基づき、必要な患者に対して、質問、診察及び検査、入国後の健康状態の観察を行うとともに、医療機関の紹介と受診勧奨、保健所等への連絡をお願いします。

併せて、中国から本邦への帰国者・旅行者等に対して、健康状態の確認や体調が悪化したときの対応を周知するための注意喚起カード（健康カード）についても、別添 2 のとおりとすることとしたので、次回印刷分から差し替えをお願いします。

また、当面の検疫対応として、通知の健康管理カード（様式 4）に替えて、別添 2 の健康カードを配布することにより対応しているのでご承知おき下さい。

なお、本件については、都道府県等にもお知らせしていますので、その旨申し添えます。

「中国の鳥インフルエンザ A（H 7 N 9）に関する検疫所の対応について」（平成 2 5 年 4 月 1 8 日付け事務連絡）は平成 2 5 年 5 月 6 日付けで廃止することとします。

鳥インフルエンザA(H7N9)に関する検疫対応フロー

※平成25年5月2日版

- ①中国(香港及びマカオ含む)から来航する航空機・船舶により到着した者 又は
②聞き取りにより10日以内に中国に滞在したことが判明した者

鳥インフルエンザA(H7N9)に感染した鳥(疑い・死体を含む)又は患者(疑い含む)への濃厚接触歴があるか

38℃以上の発熱(解熱作用のある薬剤を使用している場合には、
38℃以下であっても全身倦怠等の症状をもって発熱と同じ状態とみなす) 及び 急性呼吸器症状

NO ↓

「健康カード(別添2)」を配布し入国

※左記二重枠内の症状がある場合、必要に応じ同意を得て、質問、診察、健康監視

要観察例

YES

※発熱のみの場合も必要に応じ

NO

渡航先等を勘案し、必要に応じ
○質問(12条)、診察(13条)、PCR用検体採取
※調査票(様式1)を使用
※事前通報(航空機)の場合は、同行者・座席周囲の者・対応した乗務員の特定・連絡先の把握
○厚生労働省検疫所業務管理室検疫業務係に、メールやFAX等で報告(土日の場合、携帯にも併せて連絡)

(以下を実施した上で入国)

○重症・・・感染症指定医療機関等に搬送。
○軽症・・・マスク等の感染予防策を勧奨した上で、「健康カード(別添2)」を本人に説明・配布、医療機関を紹介
※医療機関、居所を所管する自治体へ情報提供

<検査結果>

○本人、自治体に連絡。受診が必要な場合は、自治体を通じ医療機関にも連絡
○厚生労働省検疫所業務管理室検疫業務係に、メールやFAX等で報告(土日の場合、携帯にも併せて連絡)

A(+)かつH7(+)*
A(+)かつ亜型不明

検体送付

○感染研 亜型確認

確定患者

○居住地(居住地が明らかでない場合は現在地)を管轄する都道府県等への通知(検疫法第26条の3、感染症法12条第1項)

○感染症法に基づき、都道府県等が対応

健康監視

○健康監視(第18条第2項)
「健康監視対象者指示書(様式2)」を本人に配布し入国
※10日間、体温その他の健康状態を確認

インフルエンザ様症状

○感染予防策、医療機関への受診を指示
○居住地を管轄する都道府県等へ「通知書(様式3)」により通知(第18条第3項)

感染症法第15条の2に基づき、都道府県等が対応

厚生労働省結核感染症課

A(-)、H(-)

健康監視

以降は右の健康監視フローと同様。

A(+)で
H1(+),H3(+)

季節性インフルとして対応

厚生労働省結核感染症課

(※)国内の症例が確認されていないため、当面の間、H7亜型の確定検査は国立感染症研究所で行うため、疑似症患者の届出は不要。

よくお読みになって **10日間保管** してください

中国で鳥インフルエンザA(H7N9)が 発生しています

中国に滞在していた方は、本日から10日間、健康状態に留意し、以下のように行動してください。

➤ マスクの着用

鳥インフルエンザA(H7N9)は現時点では持続的なヒトからヒトへの感染は確認されていませんが、咳などの症状がある場合には、マスクを着用ください。

➤ 健康状態の確認

- ☒ 毎日の体温測定による発熱の有無
- ☒ 激しい咳や呼吸が苦しくなるなどの呼吸器症状の有無
- ※ 身近な方の健康状態にも注意を払ってください。

➤ 体調が悪くなったときの対応

38度以上の発熱や咳などインフルエンザ様の症状が出て、医療機関を受診する際には、「中国に滞在していた」ことを伝えてください。ご不明な点は、保健所にご相談ください。

※ 保健所 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/index.html

【本件に関する情報】

厚生労働省ホームページ：

検疫所： <http://www.forth.go.jp/topics/fragment2.html>

医療機関を受診する際は、この紙を示してください。

厚生労働省・検疫所

健 感 発 第 1017001 号
平成 18 年 10 月 17 日
(平成 20 年 7 月 1 日一部改正)
(平成 23 年 8 月 19 日一部改正)
(平成 25 年 4 月 26 日一部改正)

各 検 疫 所 長 殿

健康局結核感染症課長
(公印省略)

鳥インフルエンザ A (H5N1 又は H7N9) における検疫対応について

鳥インフルエンザ A (H5N1) については、「検疫法施行令の一部を改正する政令」(平成 18 年政令第 209 号)及び「検疫法施行規則の一部を改正する省令」(平成 18 年省令第 127 号)が、平成 18 年 6 月 2 日に公布、同月 12 日から施行され、鳥インフルエンザ A (H7N9) については、「検疫法施行令の一部を改正する政令」(平成 25 年政令第 131 号)及び「検疫法施行規則の一部を改正する省令」(平成 25 年厚生労働省令第 63 号)が、平成 25 年 4 月 26 日に公布、同年 5 月 6 日から施行されることに伴い、鳥インフルエンザ A (H5N1 又は H7N9) 患者の発生国に滞在し来航する者について、下記のとおり対応されたい。

記

第 1 基本的事項

1. 定義

38℃以上の発熱(解熱作用のある薬剤を使用している場合には、38℃以下であっても全身倦怠等の症状をもって発熱と同じ状態とみなす。以下同じ。)及び急性呼吸器症状があり、かつ、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する者(以下「要観察例」という。)に対し、①質問、②診察、又は③健康監視(3 参照)により対応することとする。

- (1) 10日以内に鳥インフルエンザウイルス A (H5N1 又は H7N9) に感染している若しくはその疑いのある鳥※(死体を含む。)への濃厚接触歴(糞便・羽の吸引や死体・臓器への直接接触など)。

※鳥インフルエンザ A (H5N1): 鶏、あひる、七面鳥、うずら。

鳥インフルエンザ A (H7N9): 鶏、あひる、ハト。

- (2) 10日以内に鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)患者(疑い例も含む)との濃厚接触歴(通常環境下では飛沫の飛散距離である2m以内を目安とする。))。

なお、(1)又は(2)に該当しない者であっても、必要に応じ、本人の同意を得て、①質問、②診察、又は③健康監視により対応するものとする。

2. 診察

鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)患者の発生国に滞在後入国する者に対し、必要に応じ、検疫法(昭和26年法律第201号)第12条の規定に基づく質問及び同法第13条の規定に基づく診察を行う。なお、診察において要観察例と判断した場合には、検査材料(咽頭拭い液。医師の判断又は状況に応じて、喀痰や鼻腔拭い液も採取する。)を採取し、PCR法による遺伝子の検出を実施し、又は検疫官をしてこれを行わせること。PCR法による遺伝子の検出については、検疫所で実施することが原則であるが、検査機器の設備を有しておらず、かつ、検査実施検疫所までの検体搬送が不適当な位置に所在する検疫所(支所及び出張所)については、採取した検体について、最寄りの地方衛生研究所に依頼するなどにより実施できる体制を整える(PCR法による遺伝子の検出を地方衛生研究所に依頼するにあたっては、事前に当該都道府県と協議し、体制を整えておく)こと。

検査材料は、「鳥インフルエンザA(H5N1・H7N9)に係る検査マニュアル」(検疫所業務管理室事務連絡)に従い搬送すること。

当該診察の結果、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者で、H5又はH7亜型が検出された場合には、国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター第二室に確定診断のため、検査材料を送付するとともに、鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)疑似症患者として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第12条第1項の規定に基づき、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号)において定める別記様式2-5又は6-1を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出ること。

なお、届出の際には、国立感染症研究所へ確定検査を依頼中である旨及び検体整理番号を※※(その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項)の欄に記載すること。

38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者のうち、検査材料から直接のPCR法による遺伝子の検出若しくは分離・同定による病原体の検出により、H5N1又はH7N9亜型が検出された場合には、検疫法第26条の3の規定に基づき、当該者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地)を管轄する都道府県知事に厚生労働省令で定める事項を通知すること。

要観察例と判断した以降の対応については、直ちに検疫所業務管理室及び結核感染症課へ経過報告を行うこと。検査の結果、当該者が疑似症患者若しくは鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)患者であることが確定した場合、感染症法第12条第1項及び検疫法第26条の3の規定に従って、通知を行うとともに、当該者が存在した区域の都道府県知事に対して、厚生労働大臣が感染症法第15条の感染症の発生の状況、動向及び原因の調査について、同法第63条の2に基づき指示を行うので、検疫所長は、それに伴う結核感染症課の指示に従うこと。

3. 健康監視

検疫法第12条の質問及び同法第13条の診察により、要観察例と診断された者及び入国時、発熱等の症状がみられない者で、同法第12条の質問により、1の(1)又は(2)の接触歴のいずれかが確認された者について、同法第18条第2項の規定により、当該者の国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所について、「調査票」(様式1)により報告を求め(要観察例と診断する際に健康状態質問票を使用した場合は、これに代えることも可)、「健康監視対象者用指示書」

(様式2)を手渡し、240時間を超えない範囲において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、若しくは質問を行い、又は検疫官をしてこれらを行わせること。(基本的には、発症時等の自己申告を促すこととするが、検疫官においても健康状態を定期的に確認すること。)

なお、到着前に要観察例が機内にいることが確認された場合には、検疫官は機内において、要観察例と同一旅程の同行者(単に出発地において合流した場合を除く)、要観察例の2m以内の範囲等に搭乗着座していた乗客、要観察例と対応した乗員のうち検疫所長が要観察例の飛沫等を介し感染したおそれがあると判断した者について、当該者の氏名並びに国内における居所及び連絡先について把握しておくこと。

240時間を超えない範囲において、報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、同法第18条第3項の規定に基づき、当該者に対し保健所その他の医療機関において診察を受けるべき旨その他鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に当該指示した事項その他の厚生労働省令で定める事項を「通知書」(様式3)により通知すること。

なお、健康監視に付した者が発生した場合には、直ちに検疫所業務管理室及び結核感染症課へ経過報告を行うこと。当該者が鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)の患者又は疑似症患者であることが確定した場合、感染症法第12条第1項及び検疫法第26条の3の規定に従って、通知を行うとともに、当該者が存在した区域の都道府県知事に対して、厚生労働大臣が感染症法第15条の感染症の発生の状況、動向及び原因の調査について、同法第63条の2に基づき指示を行うので、検疫所長は、それに伴う結核感染症課の指示に従うこと。

4. 健康状態質問票及び健康管理カードの取扱い

結核感染症課が、海外の鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の発生状況にかんがみ、検疫所長あて別途指示した場合は、直ちに患者発生国に滞在した入国者に対し、検疫法第12条の規定に基づき、別途定める健康状態質問票による質問を実施すること。その結果、異状のない者に対しては、同法第27条の2第1項の規定に基づき、「鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の発生国に滞在された方へ」（以下「健康管理カード」という。様式4）を配付し、その予防方法等について情報提供を行うこと。

5. 仮検疫済証の交付

鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国を発航し、若しくは患者発生国に寄航してから240時間以内に来航した船舶（鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国に滞在した者を洋上で乗移らせた船舶を含む）及び航空機については、検疫の結果、鳥インフルエンザウイルスA（H5N1又はH7N9）の国内への侵入のおそれほとんどないと判断した場合には、検疫法第18条第1項の規定に基づき、240時間を超えない期間を定めて、仮検疫済証を交付すること。

6. 検疫業務に対応する検疫官について

検疫官が検疫業務に従事した後は、除染のための手洗い（消毒用エタノール等による手指の消毒）等の徹底を図ること。

検疫官が要観察例と接触する場合には、要観察例にマスクを着用させるとともに、マスク及び手袋を着用し、また、検査材料を採取する場合には、N95マスク、手袋、防護衣及びゴーグル（又はフェイスガード）を着用するよう指示すること。

また、鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者又は疑似症患者と接触歴があったことが確認された検疫官は、都道府県知事が実施する感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査の対象となる場合があるので、協力するよう指示すること。

7. 情報の提供

検疫法第27条の2第1項の規定に基づき、外国に行こうとする者及び外国から来た者に対し、鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の外国における発生状況及びその予防の方法に関する情報について、各検疫所のホームページへの掲載並びに各空港や港湾の検疫窓口・ブース及び出国ロビーにおけるポスターの掲示及びパンフレットの設置等により、積極的な情報提供に努め、感染の未然防止、入国時の健康相談の利用を喚起すること。

第2 検疫対応

1. 航空機の検疫

鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国から来航する航空機

からの検疫前の通報（検疫法第6条）により、患者の発生報告を受けた場合には、到着前に航空機の長に、要観察例の定義に該当する事項を確認し、その結果、要観察例の定義に合致する者が搭乗していることが把握できた場合には、航空会社等に、航空機内における感染防御対策が実施されていることを把握するよう努める。

また、検疫前の通報（検疫法第6条）により、患者の発生がないことが報告された場合においても、鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国に滞在し入国する全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いる、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけるなどにより、可能な限り患者等を発見するよう努めること。

2. 船舶の検疫

- (1) 鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国を発航して、10日以内に来航するに当たり、検疫前の通報（検疫法第6条）により発熱及び急性呼吸器症状を呈している乗客等が乗船していることが確認された場合

到着前に船舶の長に、要観察例の定義に該当する事項について確認を求め、その結果、要観察例が乗船していることが把握できた場合には、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。

また、鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国に滞在し入国する全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いる、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけるなどにより、可能な限り患者等を発見するよう努めること。

検疫所長は、船舶代理店等を通じ当該船舶に対し、検疫法第8条第3項の規定により、臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を指示するとともに、適切な予防対策が講じられているか確認すること。

- (2) 鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国を発航し、10日以内に来航し、検疫前の通報（検疫法第6条）により、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者は乗船していないことが報告された場合

客船（貨客船を含む）については、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。貨物船については、鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の侵入防止に万全を期すために、船舶代理店等を通じ、船舶の長に、要観察例の定義に該当する事項について改めて確認を求め、該当者がいない旨、確認がとれた場合において、無線検疫により対応することとする。

- (3) 鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）患者発生国を発航して10日を過ぎた後に来航する場合

客船（貨客船を含む）については、検疫前の通報（検疫法第6条）により、患者

の発生の有無の確認を行うとともに、患者発生国を発航後、要観察例に該当する者がいない旨、確認がとれた場合において、無線検疫により対応することとする。
貨物船については、通常どおりの通報により対応するものとする。

3. 関係機関等との連携

検疫所長は、検疫の実施に際し、鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)の国内における感染拡大を防止するため、関係機関、都道府県等と、情報の共有、連携強化を図り、対応に当たること。

また、空港及び港湾における検疫業務に係る事業所等については、危機管理に備え、緊急時の連絡先等の把握に努めること。

1. 様式1：調査票
2. 様式2：鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)発生国から帰国・入国された方へ（健康監視対象者用指示書）
3. 様式3：通知書
4. 様式4：鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)の発生国に滞在された方へ（健康管理カード）

調査票

検疫法第 18 条第 2 項に規定する追跡調査に使用します。正確に太枠内を記入してください。

ふりがな 氏 名：		年齢： ☐ 男 ☐ 女 職業：		国籍：	
病気にかかっているおそれのある鳥(死体を含む)、又は、鳥インフルエンザ患者（疑い者を含む）と濃厚に接触した可能性がありますか。 ☐ いいえ ☐ はい→詳細を下記に記入してください。					
国・地域名：					
接触の状況を具体的に：					
日本国内における住所・滞在先（滞在の場合は下欄に本日から 日間の連絡先を記入してください。）					
住 所	都道府県		市区町村		
	電話：		携帯電話：		
本 日 か ら 日 間 の 宿 泊 先 ・ 出 国 予 定	滞在期間		宿泊先又は連絡先		
	月 日 ～ 月 日		宿泊先：		
			所在地： 都道府県 市区町村 電話：		
	月 日 ～ 月 日		宿泊先：		
			所在地： 都道府県 市区町村 電話：		
月 日 ～ 月 日		宿泊先：			
		所在地： 都道府県 市区町村 電話：			
日本出国予定日： 年 月 日 出国空港： 空港 便名：					
旅 行 代 理 店	今回の旅行は旅行代理店等が企画または仲介していますか。 ☐ いいえ ☐ はい→詳細を下記に記入してください。				
	旅行代理店名・支店名等			日本における電話：	
	ツアー名：				

この調査票の内容は検疫の目的以外には使用しません。

なお、検疫法第 36 条第 7 号の規定により、質問に回答しなかった場合又は虚偽の申告をした場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

検疫所記入欄

検疫時の体温 ℃	解熱剤使用 無・有 薬剤名 ・ 時間前使用
主な症状 ☐ 激しい咳 ☐ 呼吸困難 ☐ 呼吸促迫 ☐ 全身倦怠 ☐ その他（ ）	
その他特記事項	
検疫年月日： 年 月 日 便・船名：	
検 疫 所 名：	担当者名： 調査票番号：

鳥インフルエンザA（H5N1 又は H7N9）発生国から帰国・入国された方へ

あなたは、鳥インフルエンザ発生国から帰国・入国されました。

あなたが、鳥インフルエンザに感染していた場合に備え、本日から10日間は、次の項目を守ってください。

(1) マスクを着用し、できるだけ人ごみを避けるようにしてください。

※インフルエンザは、症状の出る前から他の人にうつることがあります。

また、体力を消耗しないように心がけてください。

(2) 毎日2回（朝、夕）体温を測ってください。

(3) 体温が38度以上になったり、激しい咳が出たり、呼吸が苦しくなったら、ただちに下記に連絡し、あなたの名前、下記に示した調査票番号を伝えて指示に従ってください。

記

連絡先： 厚生労働省

検疫所

電話：

調査票番号： _____

※検疫所からもあなたの体調について定期的に確認の電話をする場合があります。

注) 検疫法第18条第2項に規定する健康状態の報告要請です。正確に報告してください。
なお、報告しなかった方又は虚偽の報告をした方は、検疫法第36条第7号の規定により6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

通 知 書

平成 年 月 日 時 分

(都道府県知事)

_____ 殿

_____ 検疫所長

下記の鳥インフルエンザA (H5N1 又は H7N9) に感染した疑いのある者について、検疫法第18条第2項の規定に基づく帰国後の健康状態の報告を求めていたところ、健康状態に異状を生じたことを確認したので、同法第18条第3項の規定に基づき次のとおり通知します。

記

ふりがな			
氏 名：	年齢：	☐ 男 ☐ 女	国籍：

当該者の国内における居所、連絡先、渡航先、検疫時の状況等については、別添の調査票（又は健康状態質問票）を参照して下さい。

入 国 後 の 状 況	当該者に指示した事項、感染症のまん延防止・医療に必要な事項等
	確定のための検査 国立感染症研究所へ・依頼中 ・結果（ ） 検体番号：
	入国後 年 月 日の健康状況 体温 ℃
	その他特記事項
参 考	当該者の濃厚接触者 無・有

当該者の調査票番号：

<照会先>

担当者名：

電話番号：

FAX番号：

メールアドレス：

鳥インフルエンザA（H5N1 又は H7N9）の 発生国に滞在された方へ

鳥インフルエンザの潜伏期間は、感染している鳥やヒトとの概ね2m以内での接触後、2～8日とされています。接触歴のある方は念のため、本日から10日間は以下のように行動してください。

(1) 鳥インフルエンザに感染していた場合の拡散防止のため、マスクを着用してください。

※インフルエンザは症状の出る1日前から他の人にうつすことがあります。

(2) 朝夕、体温測定をし、ご自身で健康状態をよく観察してください。

(3) 「38℃以上の発熱」「激しい咳や呼吸が苦しくなるなどの呼吸器症状」のいずれかひとつでも出たときは、最寄りの保健所に、「鳥インフルエンザ発生国に滞在していた」ことを伝え、どこの医療機関をどのように受診すれば良いか相談し、できるだけ早く医師の診察を受けてください。

あなたに症状が出てなくても、ご家族等に上記のいずれかの症状が出た場合は、最寄りの保健所又は医療機関に電話で連絡し、その指示に従って下さい。その際、あなたが鳥インフルエンザの発生国に滞在していた旨をお伝えください。

医療機関を受診する際はこの紙を医療機関に示してください。

厚生労働省 ○○検疫所

TEL : ○○-○○○-○○○○